



# 鳥取県公報

平成18年6月7日(水)  
号外第96号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定 (398) (東部総合事務所福祉保健局) ..... 1
- 指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの
- (399) (中部総合事務所福祉保健局) ..... 1
- 指定居宅サービス事業者の廃止 (400) (〃) ..... 2
- 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (401) (〃) ..... 2
- 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更 (402) (〃) ..... 2
- 指定居宅介護支援事業者の廃止 (403) (〃) ..... 3
- 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (404) (鳥取保健所) ..... 3
- 結核予防法による医療機関の指定 (405) (〃) ..... 3

## 告 示

### 鳥取県告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
ふかはんサービス 有限会社 代表取締役 深澤 始	鳥取市賀露町北三丁目9-23	しおさいデイサービス	鳥取市賀露町二丁目11-25	通所介護	平成18年 5月23日

### 鳥取県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
樋口歯科医院 院長 樋口壽一郎	倉吉市明治町二丁目43-1	樋口歯科医院	倉吉市明治町二丁目43-1	居宅療養管理指導	平成18年5月1日

#### 鳥取県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人敬仁会 理事長 藤井 省三	倉吉市山根55	訪問入浴介護サービス ル・ソラリオン	倉吉市山根37-2	訪問入浴介護	平成18年3月31日

#### 鳥取県告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院ケアプランセンター	倉吉市山根43-1	平成18年4月1日

#### 鳥取県告示第402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療福祉法人みどり福祉会 理事長 村田 実	倉吉市西倉吉町2-23	居宅介護支援事業所 倉吉スターガーデン北栄事務所	東伯郡北栄町東園218-1	平成18年4月4日

**鳥取県告示第403号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
医療法人誠医会 理事長 宮川秀人	東伯郡北栄町瀬戸45-2	北栄町大栄在宅介護支援センター	東伯郡北栄町瀬戸45-2	平成18年3月31日

**鳥取県告示第404号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取保健所長 吉 田 良 平

名 称	所在地	辞退年月日
かわぐち皮膚科	鳥取市吉成779-40	平成18年5月31日

**鳥取県告示第405号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月7日

鳥取保健所長 吉 田 良 平

名 称	所在地	指定年月日
医療法人社団かわぐち皮膚科	鳥取市吉成779-40	平成18年6月1日

